

3. 英國側は西安事件以來、引續き蔣の國內統一による政情安固之に伴ふ市場安定を期待して、國共妥協を默認す。(一八の五参照)等の理由により國共妥協に乗出す。國共合作への第一歩。

4. 西安側要求八條件は提出の行爲方法不法なりとの理由を以て表面一蹴せられ(二。一九 西安事變經過報告に對する決議)更に赤化根絶決議(三)も採擇せられ(二。二一)たるも、右は主として日本側よりの共同防共提案拒否の爲め姿勢にして、その實質は共產黨側よりの三中全會宛妥協及保證提案(二。一〇)の項目を改めて中央の立場より共產側に要求し直せるものにして、上記八條件。共產黨側提案の内容は之によりて略々實質的に容認せらる。『……西安問題が和平解決せるは國を擧げて慶祝するところなり、今後は和平統一。團結禦侮の方針を以て國家民族の幸福を實現するべし……我黨は貴黨三中全會が次の各項目を以て國策と定められん事を切望す』

イ一切の内戦を停止し國力を集中して外に當る

ロ言論。集會。結社の自由と一切の政治犯人の釋放

ハ各黨各派各界各軍の代表者會議を招集し全國の人材を集中して

共同して國を救ふ

ニ對日抗戰の一切の準備工作を迅速に完成す

ホ人民の生活を改善す

若し貴黨三中全會が果してよく……以上の國策を確定せらるれば我

黨は團結禦侮に誠意を表する爲……次の如き保證をなすに吝ならず

イ全國何れの地に於いても國民政府を轉覆する如き武装暴動の方

針を停止す

ロソヴィエト政府共紅軍を夫々中華民國特區政府國民革命軍と改

名し、直接に南京中央政府並に軍事委員會の指導を接受す

ハ特區政府區域においては普通選舉を行ひ徹底的の民主制度を實

施す

二地主の土地を沒收する政策を中止しかつ抗日民族統一戦線の共同綱領の執行を堅決す云々」(三中全会宛共產黨提案)

「……三中全会は……共產黨を論難してはゐるが然し四條件を提出して接衝を進行する可能性あることを表示した。四條件は我々が三中全会に與へた通電と原則的に相當接近してゐる。國共合作の原則はすでに確立せられた云々」(四。三 中共「國民黨三中全会後の我らの任務に關する宣傳大綱」^四)

2. 三中全会終了後國民黨は、三中全会により共產黨は完全に國民黨に屈服し國民黨は共產黨と妥協せるに非ず、之によりて中央による全國統一實現せる旨の非公式聲明^三(三。五)を發す。

3. 同時に西安に於いて張冲。周恩來間に國共妥協交渉成立し國民黨中央委員鄒魯その成立を確認す。(三。五談^五)次いで周は奉化にて蔣と會談(四。一六)し、蔣は張。周間の妥協細目協定を確認す。妥協の基本條件^五は

イ一切の内戦を停止し國力を集中し一致して外に當る

ロ國家に危害を加ふる赤化宣傳。軍事外交の機密事項。治安擾亂を目的とする事實無根の報道の三者を除く外言論の自由を確保す

ハ十一月十二日招集する國民大會に各方面の人材を集め全國一致救國を圖る

ニ政治犯人にして眞實に反省せるものは法律に照して之を赦免す亦國民生活の改善を圖る

細目協定^五は共產軍駐屯區域。中央軍への改編方法。軍費支給。共全軍事委員會等を規定す。

三、影響

西安事件は英。ソ間の默契によりて解決を見、而して三中全会は右默契の展開を利用便乗しつゝ之に沿ひて西安事件解決を確認し決す。即ち支那側は、三中全会に於いて軍事的には主としてソ聯に經

濟的には主として英に依存の方針を強化しつゝ、全國統一と國力充實とを兩面とする強硬抗日政策を決定す。大會を通過せる國防充實。北支行政完整。英資導入經濟建設五ヶ年計畫。舊東北軍整理移駐。共產黨問題等は何れも、日本側に正面より衝突の危機を回避しつゝ、實質的には對日戰時体制的廣義國防強化の條件完整を意圖するものにして、周到にして積極的なる抗日政策を包藏す。

かくて、三中全會後の支那側の對日政策は、大要國內統一強化（攻勢的北支中央化）。對ソ提携強化（上記國共妥協）。對英提携強化（英支經濟合作）。英ソ聯繫の強化便乘（王寵惠外交）等となりて發現し來る。

「……我々の日本に對する態度を簡単に述べるならばそれは抗日であつて排日ではない……所謂抗日は他人が既に我々を害してゐる爲め抵抗せざるを得ぬことを言ふ。我々の此の數年來の努力は國家の抵抗力を強めんとする爲めである……我々今日の工作は總て一つの

中心點を有ち、その中心こそ國家の抵抗力を強めることに外ならぬ云々」(五。三 中央黨部紀念週汪演說 五)

二〇、攻勢的北支原狀回復政策

一、冀察包圍陣形成

- 1 綏東事件陣亡將士追悼大會（三。一五 綏遠）に中央代表として汪を派遣す。汪は熊斌を隨へ閩。傅。冀察代表鄧哲熙。河北省政府代表。韓代表等と會談し、綏遠。太原に於いて激越なる抗日煽動演説^三を行ふ。國內統一、北支中央化の一大示威。
- 2 次いで蔣作賓。閩と會談（六。一〇）閩を國民政府主席とし、陳誠を閩後任とすべく接洽す。山西中央化の完了へ。
- 3 韓復榘南下して蔣と會談（六。二二）杭州着。蔣は韓の反日政策採用を要求し、山東省主席は直系の蔣伯誠を任ずべく準備す。
- 4 青島市長沈鴻烈をして沿海密輸防止の名目下に滿洲以北の山東沿海に税警團常駐を要求せしむ。中央正規軍第二師五千税警團の名稱にて山東に入る。（五。二）山東中央化への着手。同時に山東に於ける對日軍備強化。在山東日本勢力驅逐へ。

5 河北。河南。安徽に駐屯する舊東北軍を整理中央化の上、山東を威壓せしめつゝ所謂對日黃河。臨海國防第一線に配備す。三省軍事整理委員會成立。(六。一 開封)

6 陝北共産軍。綏遠蒙古軍を中央軍に改編着手

三 對冀察高壓政策

1 日本側の後述對支再認識政策は日本。國民政府間の直接握手可能の印象を生じ、冀察當局は日本側より見殺しにせらるゝやの不安漫化の結果對南京媚態迎合に奔り、日本側との間の北支經濟合作政策(一一。一一。九 田代宋哲元基本諒解)は立往生となる。

2 北支に於ける日支經濟合作の阻止。

國民政府は、各省市當局と外國との合辦事業上の接抄協定は中央の承認を経るに非ざれば無效の旨發令す(一一。一二。一四)之に従ひ鐵道部は津石鐵道建設不許可の聲明を(一二。四。二六)、

實業部は柳口炭坑讓歩不許可の聲明を夫々發し、冀察當局も之に應じ國土盜賣死刑令(五。二一)を發布す。(五。二七 聖農園事件發生)經濟合作實施不可能となる。

3 國民政府冀察當局への人事權を行使し始む。

陳中孚罷免(一。一二)、王克敏。冷家驥辭職許可(三。二〇)、馮治安以下任命(三。三一)、監察院の陳覺生彈劾等。日本接近派冀察當局に於いても凋落す。

4 蔣作賓北上し濟南。天津。北平。綏遠。太原等に於いて國民政府内政部長として嚴格なる檢閲を實施す。

5 監衣社其他抗日予口團北支に潛入し地下組織活潑となる。廿九軍將兵への抗日煽動激化す。

6 蔣、宋に三中全会出席を嚴命し、冀察代表として秦德純出席す。冀察當局は十一月の國民大會にその正式代表を選出參加せしむる旨を決定し(六。一六 秦言明)同日平津冀察國選準備決定の旨

發表す

7 蔣、宋を河南綏靖主任に廿九軍を河南移駐の内命を下す。冀察軍政權を改組中央直系化し、政治は對日關係上日本接近派を擧用して、まづ軍事を中央の直接統制下に置かむと圖る。

8 盧山會議（六。二一 蔣。馮。駐日大使許世英。宋代表。韓代表等）による冀察への命令。

9 北支國防計畫完成の爲中央の既定計畫（十年九月計畫）の積極的進行を圖ること。

10 日支外交及び經濟合作に關しては冀東。察北の特殊狀態解消を絕對先決條件とす

ハ二十九軍の中央化

ニ河北省銀行の發券停止、同銀行券は法幣と兌換を強制せしむること

9 二十九軍は五月以降陣地構築。兵力配置の上に明白に對日戰備に

着手す。（牟田口少將回顧談）

11 冀察當局は中央の命令により密輸從事者死刑處罰令を發布し（四

・八）海關其他に於ける英國側の後援の下に特殊貿易の自力解決に着手す。武裝緝私隊のテロ事件。

三、日支衝突不可避

蔣は、第一線山東。山西。舊東北各軍、第二線中央軍計約八十萬を以て冀察包圍陣を結成して之に據つて冀察當局の高壓的中央化を企て、かくして既存の二個の停戰協定、之に基く日本側の發言權（三の五、八の五參照）右發言權に由來する冀東政府冀察政務委員會の存在意義（合法的特殊性）、を實力を以て實質的に解消空言化せしめんとす。三中全會宣言（一九の參照）に基く對日正面衝突回避の方針は此の際も依然堅持せられ、日本側北支政策の阻止工作は一步手前にて立留るを原側とせるも、原狀回復工作の進展に伴ふ一般抗日風潮の全面的積極化は第三國人をして日支開戰不可避を感得せしむる程度に至

る。支那側の對日反攻は亦他面監衣社を通ずる臺灣朝鮮の攪亂策の積極化をも生じ來る。

二一、英支經濟合作

一、英國新極東政策確立

英國の新極東政策（一一の二。四、一八の五參照）は、國民政府内歐米派の地位強化策を逆用しつゝ、幣制改革次いで西安事件解決の援助に成功し、一段づゝその確立に向ふ。一方、かゝる天羽聲明の公然たる無視に對する日本側對策の失敗（北支自治運動の流産。西安事件の傍觀）は日本側に天羽聲明の趣旨（五の七參照）貫徹の實力既になきを立證せるかの如く、茲に英の日本側意向無視は更に日本排除輕侮に進み、その援支反日の新極東政策は三中全會後更に強化せられ、之に伴ふ國民政府の實質的買辦化も全面的に深刻に進展す。

三、英支經濟合作

一、英支輸出補償協定成立（一一。一〇。一三）、英政府カトク。パトリックを海外貿易局輸出信用保證部駐支代表に任命す。（一〇。

一九一 強力なる計畫と統制の下に對支經濟進出に乘出す。

2 英の中南支經濟地盤強化

廣東製鐵工場借款成立（一一・四・二八）、廣東織物工場借款成立（一五・二）、滄石鐵道借款成立（四・二三）、粵漢廣九鐵道接續諒解成立（一一・九）

3 南支軍事提携策

南支の資源利用國防充實は對日上英支共同の立場にありとの見地より蔣との間に統一的南支國防計畫協議進行す。英國側は、香港要塞強化五ヶ年計畫案（五千萬元）を發表（一二・三・一）し對岸九龍を事實上の割讓狀態としてその軍事施設整備の承認を提出すると共に、福州厦門飛行場建設援助。海南島背面海軍基地利用。東沙島飛行場設置等を企つ。

4 英支合作の北支對日攻勢。英國側は在來の中南支經濟地盤確保政策より一步前進し冀察當局に經濟提携の用意ある旨を積極的に

提案す。（カーリク。パトリク 四・二三 入平、四・二五米と會談）

5 歐米派代表孔祥熙渡英（四・二 上海發）

一行は海軍部長。鐵道部次長。前關稅處長。前江海關監督。國際貿易局長。メイズ。中銀首腦部二名。民間銀行巨頭二名等を網羅し、英資導入。軍事合作。鐵道計畫等の協議を目的とす。英資二千万磅による中央儲備銀行創立案（三・二四 中政委員會通過）は出立前に一應英支間に諒解成立し（ホールパツチ。ロチヤース参加）引受銀行團も英系と内定す。右銀行の設立は幣制改革事業の完成を意味し、之によりて外資導入の一般的準備完了す。

二二、極東集團安全保障政策

一、王外交

1 新外交部長は、三中全會決定の對日方針（一九の三参照）實施に當り、後述日本側内部の對支再認識論を利用して日本側の自發的平和的退却措置考慮を希望すると共に、歐米諸國の日本牽制政策に便乗してそれらの極東への集團的介入を圖る。

2 外資による經濟建設計畫は歐米諸國殊に英國側よりの資金。技術材料の導入を必須とし、而してこれらの諸國はその經濟援助の安全確保の爲に

イ 支那政情の安定に伴ふ市場としての安定性を要求し、従つて内戦。日支紛争を欲せず

ロ 天羽聲明の空文化、日本の支那經濟開發監視、その背景をなす政治的進出活動の封鎖阻止を要求し

之らは日本側の對支政策後退による日支關係の安定を企圖しつつあ

る支那側の意向と略一致するを以て、茲に支那側の外資導入政策はその直接的對日政策とも競合す。

三、極東集團安全保證体制案

1. 王は

イ 九ヶ國條約の強化

日英ソ各國との間に相互に平等なる立場にて不可侵條約を締結

し一が之を破壊する時は他は聯合して之を制裁する事

ハ政治經濟政策に一の最高原則を確定し之を基本として極東の政

治經濟問題の同時的解決を圖る事等

を内容とする極東集團安全保證体制の樹立を圖る。

2 即ち最近急激に支那に進出し歐米列國進出の原動力たる英國及び

英ソ極東政策間の聯繫を中軸として、英米ソ其他歐米諸國の世界

全面現狀維持政策に結びつき、英ソのイニシアテイヴの下にこの

現狀維持政策を歐米列國の對支政策上に誘導實現せしめむとす。
歐米列國の極東介入を之によりて誘引し、列國の極東への關心を
深めつゝ之に便乗して支那側の對日國際地位を有利に轉換し、かゝ
る相互連絡的綜合的對日壓力強化に従ひてその對日發言權を強化
し行かむとす。

3 その經過中途に於いては日本黙殺。直接交渉回避の方式に採り、
強化せられたる發言權獲得の上にて之に乗じて日本側の自發的退
却による日支關係安定を余儀なからしむ。塘沽停戰協定によりて
日本側が始めて支那側に採用せしめえたる處理方式（三の五参照）
の無視、その以前の國際聯盟的處理方式の回復へ。

4 要するに、支那側の便乗的對日發言權強化の爲めの歐米列國極東
介入誘導政策は、九ヶ國條約体制の強化。ヴェルサイユウオシ
ン体制の極東に於ける強化従つて東亞自主性回復運動の逆轉に
外ならず、滿洲事變以來の日本側の東亞安定政策と基本的に全く

兩立せざるに至る。歐米列國は支那側のかゝる便乘的政策を逆用してその東亞支配強化再發へと乗出し、支那側は世界政治上に於いて歐米列國の反東亞戰線の走狗に墮し終り、日本側が東亞安定政策を堅持する以上日支間に東亞政策を挟むで中間的解決の可能性はれ始む。東亞政策上よりする基本的なる日支衝突は茲に胚胎し、而して北支に於ける日支開戦不可避の雰囲気（二〇の三參照）はかゝる基本の上に於いて之を實現し展開すべき契機たるに至る。

二三、支那再認識政策

一、佐藤外相貴族院演説（三〇八）

「新しき出發點から見直してみたい云々」。一般にその含意は日本側の在來の對支態度殊にその強硬態度は誤謬、故に之を修正す

2 日本側の修正によりて支那側親日態度に轉じかくて久しきに互る日支悪關係は明朗化しうるにありと理解せらる。

二、兒玉經濟使節團派遣（三〇一四一—二六）

4 其の結果諒解成立せるは棉花改良指導續行。上海日本系銀行保有現銀の引渡の二項。

2 日本側の經濟提携よりする國交調整の方式は支那側三中全會外交宣言を堅持して拒否一蹴す。

3 英國側日支經濟提携に神經を尖らせし爲支那側は之に迎合して一層拒否態度に出づ。

4 冀察冀東當局への悪影響。

冀察當局は日本側より見殺されたりと判じて急激に南京政府依存の態度を深め、冀東當局は日本側内部に於ける冀東解消論發生に對してS. O. S. 的聲明を日本向發表す。池宗墨諒解運動の爲め訪日。從來よりの北支安定政策との自己矛盾。

「冀東政權が存在するため日支の國交調整が出来ないとの南京政府の言分を日本が眞に受けてその解消斡旋に乗出すが如きことあればこれは全く本末を顛倒した日本の錯誤である。……万一本が斡旋に乗出すにせよ予は斷じて之に應ぜぬ決心なることを表明する」。(四。一七 殷聲明 三)

「冀東解消問題は、日本はその建設に關與せざりし故に日支間の問題ではない。しかし乍ら、日本は滿洲國接壤地域に於ける安寧

秩序の維持に關心を有する云々」(四。一九 外務省當局談 三)

三、對英接近

1. 經過

佐藤外相は議會演說に於いて「政府民間全体英國との親善關係促進を希望する」旨強調し(三。八)、英外相もその下院演說中に於いて「英政府も同様日本との友好關係を熱望す」旨應酬す。(三。二四)次いで駐英日本大使は正式に英當局との間に準備交渉を開始(六。二四)せるも、英國側は日支事變上海波及と共に抗議的措置の一として交渉打切りを言明す。

2. 英國側の認識

日英兩國間の諒解に關し可能なる基礎ありとせば、尠くとも

イ 滿洲北支に於いて日本側が形成せる事實上の(de facto) 地位の

英國側よりする部分的承認

ロ 右承認の限度以上の支那侵害につき日本側の拋棄

を中心とするべく、但し日英協定の現狀に於ては特定の協定が可能なりや否やは疑惑あり。協定進捗すれば輿論の排撃にあひて覆る虞あることは亦ラア。ラビア、ル協定に類すべし。

3 英國側の觀測せる日本側申出内容

イ英は日本の北支に於ける「特殊地位」を承認す

ロ日本は支那の領土的保全 (territorial integrity) の侵害を停止す

ハ

ハ日本は中南支に於ける英の權益を尊重す

ニ日本は經濟建設に關する支那側の計畫を干渉せざるべきを誓約す

ス

4 英國側は、日本の對支關係悪化回避態度を誘導すると共に、日本政界内に於ける對支穩健派政府（林）を成功に導きて對支強硬派を抑制せしめむと圖る。

5 在支英官民の反對意向

政治的經濟的に對支日英合作の余地なく、日英關係の發展は支那を抗日より抗英に轉せしむる虞あり。

イ日本は目下の情勢にては日支開戦を賭して迄北支工作を進展せしむる丈の積極的意圖なし、日支關係の調整は當分期待しえず

ロ日本が對支交渉に奔走せる間に英の對支經濟援助着々成功し金融界の實力的支配に迄到達せり

ル支那側は疑心危虞の念より反對牽制の態度に出づ（五。八 蔣英大使會談）ると共に、日英妥協の到達に先立つて北支中央化を強行せんとするに傾く。

四 影響

要するに、日本の支那再認識政策は

1. その支那國內統一事業。その中心たる國民黨。蔣の勢力に對する過重評價、之に伴ふ對支自重論は、英ソの援支反日策と相竝んで、日本側が對支強硬政策を拋棄し廣田三原則より轉換せりとの印象

を支那側に與へ、その日本輕侮。日本の積極的行動力の過少評價。自己國力の過重評價の態度を一層深化せしむ。

2 英國側は日本對支政策上の焦燥なりとして或程度逆用操縦に出でむとせしも、幣制改革來の新極東政策を些かも變更せず。

3 その結果、英支經濟合作の急激なる進展、之を背景とする支那側の極東集團保證体制樹立の企圖に對し、それらを離間分解せしむるよりも寧ろ一層強化促進せしむるに至る。王外交に對する日本側の外交的反撃の失敗。

二四、通 観

一、島嶼國日本の大陸政策は、その國家的存續維持の爲の必須の安全保證として、大陸對岸地域に於ける優勢なる敵對勢力の生長確立の阻止をその原則とする。(序の二参照)

かくて、近代國家として成立後間もない日本はその國運を賭けて日清次いで日露の兩戰爭を執行して、朝鮮半島南滿洲に於ける支那。ロシアの勢力確立を阻止するを得、これらの戰爭に勝つをえた日本は、當然に上述の原則に基き、その阻止の効果を將來に確保すべき一聯の保證條件を大陸對岸地域に設定した。ポーツマス條約(明治三八。九。五)北京條約(明治三八。一二。二三)次いで所謂二十一個條々約(大正四。五。二九)によつて露支兩國より確認を取付けた所謂滿蒙に於ける特殊權益とは、日本にとつてかゝる保證條件の法的表現に他ならぬ。日露戰爭前に於いて締結された對日露支秘密同盟(明治二九。六。三)について當時の日本は元より殆ど知

るところなかつたが、かゝる支那の對日態度如何に拘はらず、日本は一貫して滿洲蒙古に於ける支那の主權を確認尊重し、その故にその主權の下に所謂特殊權益を設定するに止め、而して支那が日本側よりの主權尊重に關いてその主權を日本の必須に要求する安全保證その法的表現と背馳せざる方向に行使すべきを期待した。日本側のかくの如き寛容と期待とに對して、支那側殊に北伐完成後の國民政府。易幟改組後の東三省政務委員會は、反對に一貫且つ組織的に非合法的實力を以て、日本のかゝる特殊權益覆滅の歩を進め來つた。所謂滿蒙特殊權益なる歴史的既成事實に對するかゝる支那側の抹殺的原狀還元政策は、日本が日清戦争以來國運を賭して辛うじてその大陸對岸に設定しえたその國家的存續の安全保證に對する全面的徹収要求に他ならず、その屈伏と讓歩との最後の限界に於いて、日本は再び上述原則に基いて、戰鬪を賭して自己の實力を以てその安全保證とその法的表現を確保するの止むなきに立ち至らしめられた。

三、滿洲專變の勃發を迎へて、日本側は直ちに、かゝる不祥事をして日支兩國の國交の破壊に至らしめず更に進んで禍根を將來に斷つべき建設的方策を構せんが爲に誠意支那政府と協力するの覺悟を有する旨を、公式に聲明し(一六。九。二四 日本政府聲明^三)、次いで嘗つて日露戦争後に於けると等しく、日本大陸政策原則上よりその安全保證確保と滿洲に於ける支那側の主權の確認尊重とを並立融和せしめむとして、その抱懷するところの相互的侵略政策及行動の否認。支那領土保全の尊重。滿洲に於ける日本の條約上の權益尊重外二項を含む日支直接交渉の根本大綱を公表した。(一六。一〇。二六 外務省聲明^三)かゝる日本側よりの提示に對し、支那側は滿洲專變勃發の主体的誘致者としての自己の歴史的責任を一切反省せず、却つて直ちに之を國際聯盟及び米國に提訴し東亞の地域への歐米勢力の介入を誘引して東亞自主建設への東亞史上の傾向を裏切り、國際聯盟と米國とは之をヴェルサイユ・ワシントン世界体制上の

世界問題として採り上げつゝ、積極的に之に介入して事態を紛糾せしむると共に、支那側の對日態度を國際的に合理化するの措置に出た。次いで支那側は、かゝる聯盟。米國に對する便乘的宣傳的姿勢上の必要と國民黨内各派（蔣。汪。西南派。歐米派。親ソ派等々）及び地方軍閥、共產軍等夫々の内争上の敵本主義就中蔣の敵本的自家強化策とより、一貫して日本側の直接交渉提示を受納するの用意を示さず、無反省に日本側の意圖を侵略と誹謗しつゝ、實力を以て滿洲擾亂。失地回復。對日抗戰の方策に出た。（一の一一六参照）支那側のかゝる措置の結果日本側よりの建設的處理方策協議申入れはその實現の機會を全く喪ひ、茲に事態は、日本側の上述大陸政策上の原則確守の姿勢と支那側の對日抗戰姿勢との正面衝突而して之に對する聯盟。米國の積極的介入を基調として、正確にその論理を發展擴大し行き、滿洲に於いては滿洲國建國（七。三。九）日本の滿洲國承認（日滿議定書調印七。九。一五）となり、ジュネーヴに

於いては日本の國際聯盟脱退通告（八。三。二六）となり、熱河冀東地區に於いては支那側の反滿抗日軍事行動に對する日本側の自衛上及日滿議定書に基づく共同防衛上の立前よりする實力的排除掃蕩行爲となつた。（二の一一四、三の一一二参照）こゝに始めて日本は、その大陸政策に關し、單に支那のみならず聯盟（例へば七。二。一六の十二個國理事の警告的對日通牒）及び米國（七。一。七。ステイムスン覺書）^三換言すれば單に對岸大陸國のみならず一個の世界的体制（ヴェルサイユウオシントン）と、衝突し抵抗しつゝ、上述大陸政策上の原則を確守するの止むなき段階へと突入し、かくて日本に滿洲專横を介してヴェルサイユウオシントン世界体制と訣別しつゝ、非歐米的即ち東亞的なる自己の新しき世界地位を決定するの余儀なきに至らしめられ、かゝる新しき世界地位を案のつゝ、日本は次々に、聯盟を脱退し、滿洲國の成立を援助し之を承認し、自衛的日滿共同防衛の見地より支那側の反滿抗日行動の根據地たる熱河冀東地區を實力を以て掃蕩し行つたのである。「……其の結果本（昭和八）年二月二十四日聯盟臨時總會の採擇せ

る報告書は、帝國が東洋の平和を確保せんとするの外何等異圖なきの精神を顧みざると同時に、事實の認定及び之に基く論斷に於て甚しき誤謬に陥り、就中九月十八日事件當時及其の後に於ける日本軍の行動を以て自衛權の發動に非ずと臆斷し、又事件前の緊張状態及び事件後に於ける事態の悪化が支那側の全責任に屬するを看過し、爲めに東洋の政局に新たなる紛糾の因を作れる一方、滿洲國成立の真相を無視し、且同國を承認せる帝國の立場を否認し、東洋に於ける事態安定の基礎を破壊せんとするものなり。……

之を要するに多數聯盟國は日支事件の處理に當り現實に平和を確保せんとするよりは適用不能なる方式の尊重と以て一層重要なりとし、又將來に於ける紛争の禍根を芟除するよりは架空的なる理論の擁護を以て一段貴重なりとせるものと見るの外なく……茲に帝國政府は平和維持の方策殊に東洋平和確立の根本方針に付聯盟と全然其の所信を異にすることを確認せり。仍て帝國政府は此の上聯盟と協力す

るの余地なきを信じ云々」(聯盟事務總長宛日本政府脱退通告書云)

三、日本の大陸政策を驅つて、その好悪如何に拘らず滿洲事變を介して前記の如き新しき段階に迄進むをえずして突入せしめたものは、再言すれば、支那側の歴史的に無責任無反省なる態度之に基づく歐米勢力の東亞への介入誘引、それに便乗する滿洲失地回復對日抗戰の方策であつた。しかもかくの如くにして一度は日本の聯盟脱退。滿洲國成立。日本の滿洲國承認。日滿共同防衛關係設定等の新情勢が出現したる上は、日本がその大陸政策自体を放棄するを欲せざる限り、滿洲事變を介して日本が摸索しつゝある新しき世界地位中に於けるその大陸政策上の原則の確保とは、この新しき世界地位と關聯して必然に展開せるその大陸政策上の新段階に於けるかゝる新情勢の確保に他ならず、こゝに至つて日滿支關係の新しき本質的なる調整解決も亦、支那側が滿洲事變發生展開擴大の原因經過結果と之にこもる歴史的意義を、殊にその最大の要因たりし支那側に於ける深

其の歴史的無責任無反省不用意を、改めて卒直に且つ徹底して理解し、かゝる理解の政治的表現として滿洲國を承認する以外には必然的に存在しえぬに立ち至つた。支那側のかゝる對日態度轉換は既に支那側が對日關係を目的としてヴェルサイユ・ウオシントン世界体制に便乘し、ヴェルサイユ・ウオシントン世界体制は日本索制の目的を以て支那を便宜逆用し、更に亦日本がヴェルサイユ・ウオシントン世界体制と訣別したる以上、支那側にかゝる世界体制上に於ける非歐米的即ち東亞的立場への轉換を必然に伴ふものであり、久しく半植民地的状態にある國家の政府にとつてはその轉換は極めて至難な事業であるには相違ないが、しかもかゝる轉換なくしては、滿洲事變が発生し増大し之を挾んで日滿支三國が相對峙し居る原因を何等根除しえず、日滿支關係の新しき本質的調整はその出發點をも發見しえなかつた。かくして、日本側は熱河冀東地區掃蕩完了の直後に於いて改めて日滿支提携が東洋永遠平和建設の第一段階でありその基礎である旨を繰返し聲明し、塘沽停戰協定をして同時にかゝる提携の第一歩たる日滿支政治協定への通路たらしめむとして、その故に、支那側の同

協定の履行如何を看視しつゝも、支那側を信頼してその自發的轉換の期待誘導の態度に出でた。(一三の五参照)然るに、支那側は眼前の北支失陥と之に伴ふ國民政府の衰微とを防止せむとして自己保身上只管に日本側の實力行使緩和(緩兵)のみに専念し、歐米依存主義及び國民黨内各派夫々の内争上の敵本主義より、停戰協定の政治協定化之に引續く滿洲國承認等の根本的調整の措置に就いては一貫して之を回避し續け、局面彌縫のまゝ他日の國際合作に基づく滿洲失地恢復主義即ち長期抗日の主義と恆常的對日挑戰状態とを堅持し續け(三の四、四の一七、六の一四、七の二参照)、國際聯盟及び米國も亦引續き九ヶ國條約等を援用しつゝ長期抗日の主義を援助使喚して日支接近の阻止離間に努めた。(四の一七、五の一六、六の一、一二の六参照)日本側よりの自發的轉換の誘導に應ふるかゝる支那側の根本的反撥に逢ひ、日滿支三國の關係は塘沽停戰協定成立後引續いて全面的なる政治的調整開始の余地を喪ひ、却つて茲

に所謂北支問題として日滿支三國の間に深刻に蟠る問題を形成し、遂に北支事變延いて支那事變發生の基本的要因の一を爲すに至つた。即ち、日滿支三國勢力の相交錯する北支内蒙の地は、停戰協定による暫定的休戰状態持續のまゝ、深刻なる政治的不安定をその基底に湛へつゝ、日滿支ソ英米聯盟等の諸勢力間の世界政治的均衡關係の時々の變動に隨ひ親日親蔣の間を不斷に往復浮動し續け、東亞の必須とする永續的且つ建設的なる安定は、これが爲に恆にその實現の第一歩に於いて阻止らるゝの外なかつた。

「……日本の侵略に對しては唯何等かの方法にて之を遅延させる事により中國の退却を遅延させる外なく、そこに見出される期間を利用して種々の準備を爲し抵抗力を強化せんとすることが九〇・一八（滿洲事變）以來の中國の外交方針である云々」（一二・七〇・二九 汪廬山談話會席上演説 五）

四 日本は、その大陸政策上の原則を確守しつゝ、滿洲事變を介してその大陸政策上の新段階に入つた。この新しき段階に於けるその大陸政策の主要なる内容は、上述の如く、聯盟の脱退。（ウオシントン・ロンドン兩海軍條約脱退）。滿洲國の成立援助承認育成。日滿共同防衛關係設定等であり、更に、かゝる日滿關係に對する支那側の反滿抗日政策の展開以來は、それが日本の國家的存續の必須の安全保障自体の否定である以上、淡泊にその自衛上の必要よりする、北支内蒙に於ける反滿抗日行爲の停止要求であつた。最後者は便宜日本の北支安定政策とも稱しうべく、滿洲事變より支那事變を迎ふるの間に於いて支那を對象とし北支内蒙の地を舞臺として實施せられた日本の具体的大陸政策は、その新段階に於ける一個の主要なる内容と爲すものとしての、かゝる北支安定政策であつた。

かゝる北支安定政策は、上述日滿共同防衛の見地よりする對支自衛、及び昭和八年初頭來の日ソ關係の決定的惡轉開始。ソ支接近

に基づく日本側の對ソ整備、をその二大基調とし、具体的には、
イ北支に於ける反滿抗日行爲の停止

その最小限の保證條件としての二個の停戦協定の支那側履行の
確保。(三の三一五、八の三一五参照)

ロ北支、内蒙の戰略的確保、「防共」問題

直接對ソ東シベリア外蒙作戰上以外に、ソ支接近に伴ふ兩者間
の軍事的協力の阻止遮断、ソ聯側及び國民政府側よりする邊境
赤化政策に基づくコミンテルン・ルート確立の阻止遮断(八の
三、一〇の一四五、一四の一四、一七の一四、一九の二參
照)

ハ日滿北支經濟プロツクの結成

ソ支接近・ソ聯の經濟建設に對抗して國防國家建設の爲に必須
なる軍事工業資源及び基地の獲得。(一〇の一五、一一の三、
一二の五參照)

等の諸政策をその主眼とした。

2かゝる北支安定政策は、塘沽停戦協定成立より支那事變を迎ふる
迄の間に於ける北支内蒙政情の不斷の浮動に従つて、若干の具体
的展開を経た。即ち

イ國民政府の對日「一面抵抗一面交渉」政策期、上、(昭和八年
五月―九年十二月)

當初日本側は、その北支安定政策の最小限の保證條件たる停戦
協定をして同時に日滿支關係調整の爲の第一歩たる政治協定へ
の通路たらしめむとし、支那側の停戦協定履行の如何を看視し
つゝも、専ら支那側を信頼しその自發的轉換の期待誘導の態度
に出でた。(三の五、六の二―三參照)

ロ國民政府の對日「一面抵抗一面交渉」政策期、下、(昭和十年
一月―八月)

然しながら、停戦協定履行上及び對共產軍上の支那側の態度は、

漸次日本側の信頼感を傾覆せしむるに至り、日本側は之に伴ひ誘導の態度より停戦協定自力確保及びかかる睨みを背景とする支那側との政治協定締結交渉開始への態度に推移した。(七の三、八の一―五参照)

ハ國民政府の「北支原狀回復」政策期、上、(昭和十年九月―十一年十二月)

次いで支那側の擬裝親日の背後にある深刻なる對日二重政策の暴露と英ソ夫々の新極東政策の展開に便乗しつゝ、弊制改革に始まるその北支への反攻とに面し、日本側は更に支那側への不信任の度を深め、最早單なる停戦協定自力確保に止まらず、防共・經濟獨立・黨治排除・聯合自治等を主たる内容とする北支分離政策を事實行爲を以て開始すると共に、支那側中央當局を改めて「一定の地域に於ける正當なる中央政府」と認定しつゝ、北支に於ける事實行爲の睨みを背景として、その成果の承認を之に

向つて要求するの態度に變じた。(一〇の一―五、一一の一―三、一二の五、一三の一、一六の三―四参照)

ニ國民政府の「北支原狀回復」政策期、下、(昭和十一年十二月―十二年七月)

英ソ夫々の新極東政策の確立、國共合作、英ソ兩新極東政策の提携等の展開に伴ひ、昭和十年末より日本側の支那側に對する睨みは急速にその効果を喪失し始め、爾來日支間の能動受動の地位は歩一步顛倒し來り(一二の四、一六の四、一七の四参照)北支。内蒙の政情も亦之に従つて決定的に親蔣反日の歩を辿り行き、而して之に乗ずる支那側の反東亞的極東集團安全保證政策と北支内蒙「原狀回復」政策との全面的推進は、かつての南滿洲に於ける場合と全く等しく、復び北支内蒙に於ける日本大陸政策の最小限の保證條件たる二個の停戦協定の全面的徹收要求となり、かかる讓歩の最後の限界に於いて日本は、復び嘗つ

て南滿洲に於けると等しく、戦闘を賭してその保證條件を自己の實力を以て確保するの止むなきに至らしめられた。(一九〇一、二〇の一―三、二一の二、二二の二、二三の二参照)

3 今滿四年余に互るかゝる北支安定政策の實績を試みに通觀すれば、日本側の對支誘導と睨みとは結局支那側の長期抗日の主義を轉換せしむるに足らず、北支に於ける日本大陸政策の最小限の保證は、日本側の對支力量不足と之に反比例する支那側の對日輕侮との故に、日滿支關係の新しい本質的調整への第一歩たりえずして、却つて日支關係決裂の直接の媒因となるに終つたものゝ如くである。支那側に於ける長期抗日主義、日本側に於ける對支誘導と對支睨み、四年余に互る日支關係に於いてその時々均衡を決定した力學的因子とも稱しうべきこの三者、の史論的分析は多少とも私見を雜ふる政策論を展開すべく小文に於いてはその性質上さし控ふべきである。たゞ、日支關係とは、小文の主旨を述べ示す如く

225

本質的には日本支那夫々の世界政策が相互に他を焦點に置いて交錯する關係であり、従つて日支關係の調整とは、相互に他を焦點に置いて交錯する關係を特に設定展開しつゝも、その交錯の背景含蓄たる相互の世界政策の上に於ける理解共感同調を俟つて始めて成立すべきものであり、而してかくの如き世界政策上に於ける理解共感同調の成立とかゝる成立を結果的に誘導するに足る底の日本側に於ける國際環境の整備とが日支關係の抜本塞源的調整の必須の前提條件であつた、一事は尠くとも之を指摘すべきであらう。小文の對象とした時代に於ける日本の大陸政策は、先に、滿洲事變に始まる新しき日本の性格を大陸對岸に於ける大陸國(主として支那。ソ聯)と新たに調整せしめむとする努力とも概觀せられたが(一序の三参照)、今顧みて姑らくかゝる努力が所期の實績を充分に齎らしえなかつたと判ずるならば、それは、日支關係を世界政治の裡に於いて把握すべきことと共に、その調整の爲に

必須の前提條件を世界政治の裡に於いて整備すべきことを、改めて我々に訓ふるものであらう。

(昭和十五年四月)

註

序 節

- (一) Royal Institute of International Affairs, "Political and Strategic Interests of the United Kingdom". 1939. p.41r.
ditto, "China and Japan. Information Department Papers, No.2." 1938.
- (二) ^{p.10}その「典型として」大陸政策」の項目参照 (外交學會編「外交大辭典」民國二十六年版)
- (三) Hudson, G. F., "Far East in World Politics." 1937. pp.267. 270 etc.
Royal Institute of International Affairs, "British Far Eastern Policy, Information Department Papers, No.24". 1939 pp.29-30
Hesson, F. A., "American Policy in the Far East 1931, 1940." International Secretariat, Institute of Pacific Relations, 1939. pp.21, 29 etc.

第一節

- (一) 「外交時報」七年二月一日號一七七頁

- (二) 「滿洲評論」二六號一六頁
- (三) 「外交時報」七年二月一日號一七八頁
- (四) 「外交時報」七年二月十五日號二二〇頁
- (五) 國際聯盟事務局東京支局、「國際聯盟に於ける日支問題議事録」
正編、一四二―一五二頁
- (六) 「東亞」七年六月號一〇六頁
- (七) 「同」同 十月號一九一―二〇頁
- (八) 「同」同 同 一二五頁
- (九) 「外交時報」八年二月一日號一八八―一九頁

第二節

- (一) 「東亞」八年二月號一二三―一五頁
- (二) 「同」同 三月號二二―二四頁
- (三) 「同」同 四月號一〇―七頁

- (四) 「東亞」八年三月號二一九頁
- (五) 「同」同 四月號一〇―九頁
- (六) 「同」同 三月號二一―八頁
- (七) 「同」同 三月號二二―七頁
- (八) 「同」同 三月號二二―七頁
- (九) 「同」同 三月號二三―四頁
- (一〇) 「滿洲評論」七一號一五頁
- (一一) 「外交時報」八年四月一日號三六―八頁

第三節

- (一) 「外交時報」八年四月一日號三六―八頁
- (二) 「同」同 三六―九頁
- (三) 「東亞」八年六月號一二―八頁
- (四) 「支那」同 六月號一〇―四頁
- (六) 日本國際協會、「國際情勢」十一年度一四二―一三頁

- (五) 「支那」八年七月號一一二頁
- (八) 「東亞」同 七月號一三九頁
- (九) 「東亞」同 六月號一二二頁
- (一〇) 「支那」同 七月號一一三一四頁
- (一一) 「支那」同 九月號二六三頁
- (一二) 外務省「中國共產黨一九三六年史」八五頁

第四節

- (一) 「支那」八年八月號一〇八頁
- (二) 「同」同 九月號二六二頁、九年七月號九二頁
- (三) 「外交時報」八年八月十五日號二〇四一五頁
- (四) 「東亞」八年九月號一四五頁
- (五) 「外交時報」八年八月一日號一九三一四頁
- (六) 「東亞」八年十月號一四四頁

第五節

- (一) 「東洋」九年六月號一二八頁
- (二) Royal Institute of International Affairs, "Survey of International Affairs, 1934," p. 650.
ditto, "China and Japan" Fed, p. 128.
- (三) 英修道、「門戶開放機會均等主義」二四五—六頁
- (四) "China and Japan", p. 49.
- (五) "Survey etc, 1934", p. 656.
- (六) 「門戶開放機會均等主義」二五〇頁
- (七) 「支那」九年六月號一〇三一五頁
- (八) 「支那」同 同 號一〇六頁
- (九) 「支那」同 同 號一〇〇一二頁
- (一〇) "Survey etc, 1934", p. 656.
- (一一) 「支那」九年六月號一〇九—一四頁
- (一二) 「支那」同 同 號一一五頁

第六節

- (一、二) 「外交時報」八年十一月十五日號一九三頁
- (三) 「同」九年八月十五日號一五〇頁
- (四) 「滿洲評論」同 一五〇號二頁
- (五) 「支那」九年九月號一六六頁
- (六) 「外交時報」九年十一月一日號二一二頁
- (七) 「申報年鑑」一九三五年版A九頁
- (八) 「中央通信」南京發 八。九

第七節

- (一) 「國際情勢」十年度六一頁
- (二) 「同」同 七一頁
- (三) 「同」同 六二—三頁
- (四) 「同」同 六三頁

- (五) 「國際情勢」十年度七四頁
- (六) 「同」同 七六頁
- (七) 「支那」十年二月號一七五—六頁
- (八) 「國際情勢」十年度六六—七頁
- (九) 「支那」十年三月號一五七頁
- (一〇) 「國際情勢」十年度七二—四頁
- (一一) 「同」同 七一頁
- (一二) 「同」同 九五—六頁
- (一三) 「同」同 七七—八頁
- (一四) 「支那」十年二月號一八一頁
- (一五) 「國際情勢」十年度一一三—五頁
- (一六) 「大公報」(一〇。一。一七)、「北平晨報」(一〇。一。一四)、
香港大眾日報」(一〇。一。一〇)、「汪系」中華日報」(一〇。一。二三)等

- (二七) 「國際情勢」十年度八一頁
- (二八) 「同」同 八三頁
- (二九) 「東亞」十二年三月號二六一七頁
- (三〇) U。P。四。二
- (三一) 「東亞」十年五月號一三頁
- (三二) 「國際情勢」十年度九一頁
- (三三) 「東亞」十年三月號一三二頁
- (三四) 「國際情勢」十年度七〇頁、「電通」二。一三
- (三五) 「支那」十年六月號一三五十六頁
- (三六) 「同」十年一月號二〇二頁
- (三七) 「上海日報」九。一一。二二
- (三八) 「東京朝日」三。二七新京發

第八節

- (一) 「國際情勢」十年度一〇一頁
- (二) 「同」同 一〇四頁
- (三、四) 「支那」十年七月號一五二頁
- (五) 「同」同 一五二一三頁
- (六) 「同」同 一五三一四頁
- (七) 「同」同 一五四頁
- (八) 「同」同 一五四一五頁
- (九、一〇) 「同」同 一五五頁
- (一一)
- (一二) 「國際情勢」十年度一〇八一九頁
- (一三) 「同」同 一一〇頁
- (一四) 「東洋」十年八月號一三九一四〇頁
- (一五) 「電通」六。一八新京發
- (一六) 「支那」十年七月號一五九頁

- (二七) 「國際情勢」十年度一三七頁
- (二八) 「同」一二四一五頁
- (二九) 「同」一〇五一六頁

第九節

- (一) 「國際情勢」十年度一一七一八頁
- (二) 「支那」十年十一月號一四一頁
- (三) 「國際情勢」十年度一三二一三頁
- (四) 「同」一三三一四頁
- (五) 「支那」十年十一月號一四二頁

第十節

- (一) 「國際情勢」十年度九七頁

- (二) 「大阪每日」五。一二
- (三) 「滿洲評論」二〇八號二頁
- (四) 「滿洲日々」五。一五
- (五) 「支那」十年十月號二八一—二頁
- (六) 「滿洲評論」二〇六號三〇頁
- (七) 東京商工會議所「支那經濟年報」十二年版、四六五—七五頁
- (八) 「滿洲國通信」一〇。一四大連發
- (九) 「大阪朝日」一〇。一五大連發
- (一〇) 「支那」十年十一月號一三九頁
- (一一) 「同」一四〇頁
- (一二) 「國際狀勢」十一年度一二三一六頁
- (一三) 「同」一二六一七頁
- (一四) 「同」一二九頁
- (一五) 「同」一三三頁

第十一節

- (一) 「國際情勢」十年度一七五—七頁
- (二) 「同」 同一七七—八頁
- (三) 「東洋」十年十一月號一三〇頁
- (四) 「東亞」十年十一月號三一頁
- (五) 「支那」十年十二月號一二二頁
- (六) "Survey etc. 1936" p. 379.
- (七) 「國際情勢」十年度一八三頁
- (八) 「支那」十年十二月號一二二—三頁
- (九) 「同」 同 一二三—四頁
- (一〇) 「東洋」十年十二月號一一四頁
- (一一) 「支那」十年十二月號一二五頁
- (一二) 「國際情勢」十一年度四一六頁
- (一三) 「同」 同 四一九頁

第十二節

- (一) 「國際狀勢」十年度一四一頁
- (二) 「同」 同 一四二頁
- (三) 「同」 同 一四三—六頁
- (四) 「支那」十年十二月號一四三頁
- (五) "Survey etc. 1935" p. 329.
- (六) 「滿洲評論」二二二號二頁、二一四號二頁
- (七) 「國際情勢」十年度一五七—八頁
- (八) 「同」 同 一五八頁
- (九) 「同」 同 一六〇頁
- (一〇) 「同」 同 一五五頁
- (一一) 「申報」一一〇—一四
- (一二) 「支那」十二年五月號二六頁
- (一三) "Survey etc. 1935" p. 329. "Survey etc. 1936" p. 376.

- (二四) 東亞研究會「最新支那要覽」(十一年刊)一〇三頁
- (二五) U. P. 一一。二一北平
- (二六) 「支那」十一年一月號一五五頁
- (二七) 「同」十一年二月號一六二頁
- (二八) 「國際情勢」十一年度一五九頁
- (二九) 「東洋」十一年一月號一四六、七頁
- (三〇) 「同」同 一四七頁
- (三一) 「京津日」一一。二四
- (三二) 「支那」十一年一月號一五七頁
- (三三) Council on Foreign Relations, "United States in World Affairs, 1930", pp. 73, 76.

第十三節

- (一) 「國際情勢」十一年度一四八頁
- (二) 「同」同 一四八頁
- (三) 「東亞」十一年二月號一三一頁

- (四) 「國際情勢」十一年度一四五頁

第十四節

- (一) 「外交時報」十一年五月一日號一九〇頁
- (二) 「國際情勢」十一年度一五二頁
- (三) 「同」同 一五三頁
- (四) 「支那」十一年六月號一六一頁

第十五節

- (一) 「最新支那要覽」八二頁
- (二) 「同」同 八三頁
- (三) 「同」同 八四頁
- (四) 「支那」十一年八月號一三二、一三三頁
- (五) 「最新支那要覽」二八頁

- (二二) 「國際形勢」十一年度二三八—九頁
- (二三) 「同」 「同」 二〇九頁
- (二四) 「支那」十一年十一月號一七八—八〇頁
- (二五) 「同」 「同」 八〇—一頁
- (二六) 「同」 「同」 一七〇—一頁
- (二七) 「同」 「同」 一七一頁
- (二八) 「國際形勢」十一年度二五〇頁
- (二九) 「同」 「同」 二五一頁
- (三〇) 「同」 「同」 二五二頁
- (三一) 「同」 「同」 二五四—六頁
- (三二) 「同」 「同」 二五七—八頁
- (三三) 「支那」十一年十二月號一九九頁

(六) 「最新支那要覽」三〇頁

第十六節

- (一) 「中國共產黨一九三五年史」七一—三—二—一頁
- (二) 「中國共產黨一九三六年史」一八七—二—一—五頁
- (三) 「同」 「同」 二一五—七頁
- (四) 「同」 「同」 三八九頁
- (五) 「同」 「同」 四〇—一—四頁
- (六) 「同」 「同」 四一五—二—一頁
- (七) 「支那」十一年十月號一五一頁
- (八) 「同」 「同」 四五一—六頁
- (九) 「同」 「同」 四四五頁
- (一〇) 「同」 「同」 四四五頁
- (一一) 「國際形勢」十一年度二四〇頁

第十七節

- (一) 「國際情勢」十一年度二六二—三頁
- (二) 「支那」十二年一月號二五五—六頁
- (三) 「國際狀勢」十一年度二六六頁
- (四) 「同」 「同二七一頁
- (五) 「同」 「同二六七頁
- (六) 「同」 「同二六七—八頁
- (七) 「同」 「同二六九頁
- (八) 「同」 「同二六八—九頁
- (九) "Survey etc. 1937" Vol. I. p. 158.
- (十) 「東京朝日」一一。六。二八
- (十一) 「東亞」十二年四月號七一頁

第十八節

- (一) 「支那」十二年一月號二〇九—二一〇頁
- (二) 「同」 「同 二一〇頁
- (三) 「國際情勢」十一年度二八七頁
- (四) 西安銅機關紙「解放日報」一一。一二。二五、一二。二七
- (五) 「國際狀勢」十一年度二八八頁
- (六) 「中國共產黨一九三七年史」七一—八頁
- (七) 「國際狀勢」十二年度九九頁
- (八) 「支那」十二年三月號二二五—七頁
- (九) 「同」 「同 二二七—八頁
- (十) 外務省「國際月報」第一號七八頁
- (十一) 「中國共產黨一九三六年史」四四—一二頁
- (十二) 「同」 「五四八—五二頁
- (十三) 「中國共產黨一九三七年史」三一—四頁

- (一四) Bason, J. A., "Japan in China". (New York 1928) p. 173.
 (ヒツソン・周會談 一二。六・四一二一延安)
 (一五) 「東洋」十二年二月號一一〇頁

第十九節

- (一) 「國際情勢」十二年度一一一—一三頁
 (二) 「中國共產黨一九三七年史」二〇—二二頁
 (三) 「國際情勢」十二年度一一五頁
 (四) 「中國共產黨一九三七年史」四六一—五二頁
 (五) 「國際情勢」十二年度一一六頁
 (六) 「同」 一一七頁
 (七) 「同」 一一七頁
 (八) 「支那」十二年六月號二三—三四頁
 (九) 「同」 同 二三—一三頁

第二十節

- (一) 「國際情勢」十二年度一二五頁
 (二) 「支那」十二年七月號二—三頁
 (三) 「東京朝日」一三〇・六〇・二八

第二十三節

- (一) 「國際情勢」十二年度九—一五頁
 (二) 「同」 同 一四—頁
 (三) "Survey etc. 1937" Vol. I. p. 171.
 (四) 「國際情勢」十年度九—一五頁
 (五) "Survey etc. 1937" Vol. I. p. 165.

第二十四節

- (一) Yalchontoff V. A., "Russia and the Soviet Union in the Far East", 1931

SHINJINGO SHOTEN
東京 丸の内區 丸の内
石堂堂商

CL
NO. 25179

248

pp. 385-6.

- (一) 黑龍會編「日支交渉外史」下卷、四五五―八頁
- (二) 同 五〇三―五頁
- (三) 國際聯盟事務局東京支局「國際聯盟に於ける日支問題議事錄」
正編、一六五―六頁
- (四) 「門戶開放機會均等主義」二四五―六頁
- (五) 「國際聯盟に於ける日支問題議事錄」續編、二三〇―一頁
- (六) 同盟通信社「同盟旬報」第一卷三二七頁
- (七) 同盟通信社「同盟旬報」第一卷三二七頁

法政第一課
34.5.30
調查立法考査局

昭和十五年 十二月廿五日 印刷
昭和十五年 十二月廿八日 發行

發行者 東京市神田區駿河臺二ノ一
兼印刷人 田 中 西 藏

印刷所 東京市神田區駿河臺二ノ一
東 亞 研 究 所

發行所 東京市神田區駿河臺二ノ一
東 亞 研 究 所

GANNANDO-SHOTEN
HANDA, TOKYO
店書堂南殿

CL
NO. 25179

348

pp. 386-6.

- (一) 黑龍會編「日支交渉外史」下卷、四五五―八頁
- (二) 同 五〇三―五頁
- (三) 同
- (四) 國際聯盟事務局東京支局「國際聯盟に於ける日支問題議事錄」
正編、一六五―六頁
- (五) 「門戶開放機會均等主義」二四五―六頁
- (六) 「國際聯盟に於ける日支問題議事錄」續編、二三〇―一頁
- (七) 同盟通信社「同盟旬報」第一卷三二七頁

法政部第一課
34.5.30
課長印

昭和十五年 十二月廿五日 印刷
昭和十五年 十二月廿八日 發行

發行者 東京市神田區駿河臺二ノ一
兼印刷人 田 中 西 藏

印刷所 東京市神田區駿河臺二ノ一
東京市神田區駿河臺二ノ一

發行所 東京市神田區駿河臺二ノ一
東京市神田區駿河臺二ノ一



